

こどもスマイルムーブメントホームページ掲出ガイドライン

令和4年3月25日制定 政計第579号

1 ホームページ掲出の目的

「こどもスマイルムーブメント宣言」に基づき、子供の笑顔につながる子供目線に立った参画団体等の取組を発信・共有し、社会全体で子供を大切にする気運を醸成するとともに、他団体等が自らの取組の参考とする。

2 ホームページ掲出審査の基本

次に掲げる事項について、適切と判断したものを掲出する。

- (1) 本事業及び「こどもスマイルムーブメント宣言」の趣旨に合致すること。
- (2) 関係法令、関連規程及び業界の自主基準等を遵守していること。
- (3) 公序良俗に反しないこと。
- (4) 社会や都民の求める倫理観から乖離しないこと。
- (5) 消費者保護の観点から適切な内容であること。
- (6) 児童及び青少年保護の観点から適切な内容であること。
- (7) ホームページ掲出にふさわしい内容であること。
- (8) 東京都又は事務局の業務に支障又は不利益を及ぼさないこと。

3 一般的な表現について

(1) 基本的人権に関すること

次のいずれかに該当するものは掲出不可とする。

- ア 人種、民族、国籍、出身地、言語、性、年齢、職業、学歴、身体的特徴、病気、思想信条等について、侮辱的又は差別的な表現を使用しているもの、偏見を起こさせるもの、当事者の心情を損なうもの
- イ 殺人、自殺、暴力、とばく、麻薬、人身売買、売春、買春等の行為を肯定、示唆、助長、美化し、人命を軽視しているもの、人間の尊厳を傷つけているもの
- ウ プライバシーを侵害していると認められるもの
- エ 個人のパブリシティ権を侵害するもの
- オ 特定の個人や団体への誹謗中傷等により、名誉又は信用を傷つけるもの、業務妨害となるおそれがあるもの
- カ 性に関する表現で、次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 不快感や羞恥嫌悪の情を起こさせるもの
 - (イ) 性に関する表現が、露骨、猥褻、挑発的又は品位に欠けているもの
 - (ウ) 身体の局部、性交、性器具等を表現したもの

- (エ) 性犯罪を興味本位に取り上げ、肯定、誘発、助長又は美化しているもの
- (オ) 児童や未成年者を題材にしているもの
- (カ) セクシャルハラスメントに該当するもの
- キ 個人情報の収集を主目的としているものであると判断されるもの

(2) 公序良俗に関すること

次のいずれかに該当するものはホームページ掲出不可とする。

- ア 反社会的な行為を誘発若しくは助長させるおそれのあるもの又は社会秩序を乱すおそれのあるもの
- イ 醜悪、残虐若しくは猟奇的な表現又は病気、事故、死等に関する表現で、不快感、恐怖心等を起こさせるもの
- ウ 非科学的根拠や迷信に類するもので、利用者を惑わせ、不安を与えるもの
- エ 社会的事件を引き起こした団体又は個人及びその関連企業によるもの
- オ 国家間対立又は民族間対立を悪化させるおそれのあるもの

(3) 知的財産権等に関すること

ア 共通事項

次のいずれかに該当するものはホームページ掲出不可とする。

- (ア) 権利にかかわる事柄について、係争中又はそのおそれのあるもの。
- (イ) 他人の肖像や氏名、写真、談話、著作物等を使用しているもので、本人又は権利者の承諾を得ていないもの
- (ウ) 他人の特許権、実用新案権、意匠権、商標権等を無断に使用しているもの
- (エ) 模倣又は類似しているために、錯覚又は誤認を与え、紛争を引き起こすおそれのあるもの

イ 皇室、王室、国旗等に関する内容

次のいずれかに該当するものはホームページ掲出不可とする。

- (ア) 皇室、王室、国旗等の尊厳を傷つけるおそれのあるもの
- (イ) 皇室、王室、外国の元首にかかわる肖像や紋章などを使用しているもので、当該国又は所轄官庁の許可を得ていないもの
- (ウ) 国旗、菊花紋章等を使用しているもので、当該国又は所轄官庁の許可を得ていないもの
- (エ) 国際連合旗及び赤十字マークで、商業目的に使用しているもの

ウ 通貨、郵便切手等を使用している内容

尊厳を傷つけるおそれのあるものはホームページ掲出不可とする。

(4) 表示に関する共通事項

ア 重要表記事項及びホームページ掲出内容の明瞭性

- (ア) 原則として、登録をしている正式な参画団体名称、所在地及び電話番号を表記する。ただし、参画団体名称の代わりに一般的に認知されている通称、商標又は

商品名を表記しているものを表記することについて、事務局の承認を得た場合は表記を可とする。

(イ) ホームページ掲出内容は正確でわかりやすいこととし、誤認を与えるものはホームページ掲出不可とする。

イ 虚偽又は誇大な表現により、誤認期待を与える表現

次のいずれかに該当するものはホームページ掲出不可とする。

(ア) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法及び特定商取引に関する法律等の諸法令並びに業界ごとに定められている公正競争規約及び自主規制等に抵触するおそれのあるもの

(イ) 事実と異なり、著しく優良又は有利であるかのような、虚偽、不正確な表現。

(ウ) 実際に販売していないものを示すことにより顧客を誘引することを目的とする、いわゆる「おとり広告」。

(エ) 官公庁や公的機関が公認又は推薦しているかのような表現で、事実と異なるもの

(オ) 品質、技能等について受賞しているかのような表現又は将来の利益を保証するかのような表現で、公的機関又は公正な第三者機関の客観的な根拠がないもの

(カ) 数値、率等を表記するもの、「新型」「最新」等と表記しているもので、公的機関又は公正な第三者機関の客観的な根拠がないもの

上記にかかわらず、事務局が不適切と判断した場合は、ホームページ掲載を行わない場合があります。また、掲載にあたり、事務局より必要な書類の提出を求めることがあります。

4 ホームページ掲出後の取扱い

ホームページ掲出後、本ガイドラインの禁止事項に該当する場合及び事務局が掲載を不適切と判断した場合は、ホームページ掲載を行わない場合があります。事務局窓口への通報により、事務局が不適切と判断した場合についても同様です。

附 則

このガイドラインは、令和4年3月25日から施行する。